

1. 議事日程

(平成19年第3回安芸高田市議会9月定例会第8日目)

平成19年9月19日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

4番	加 藤 英 伸	6番	川 角 一 郎
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	児	玉	更	太	郎	副	市	長	増	元	正	信															
副	市	長	藤	川	幸	典	総	務	部	長	新	川	文	雄														
自治	振	興	部	長	田	丸	孝	二	市	民	部	長	平	下	和	夫												
福祉	保	健	部	長	兼	福	祉	事	務	所	長	廣	政	克	行	産	業	振	興	部	長	清	水	盤				
建設	部	長	兼	公	営	企	業	部	長	金	岡	英	雄	教	育	長	佐	藤	勝									
教	育	次	長	益	田	博	志	消	防	長	竹	川	信	明														
教育	参	事	兼	安	芸	高	田	少	年	自	然	の	家	所	長	永	井	初	男	会	計	管	理	者	立	田	昭	男
八	千	代	支	所	長	榎	原	秀	克	美	土	里	支	所	長	清	水	勝										
高	宮	支	所	長	近	藤	一	郎	甲	田	支	所	長	垣	野	内	壮											
向	原	支	所	長	田	口	茂	利	総	務	課	長	高	杉	和	義												
財	政	課	長	沖	野	文	雄																					

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	増	本	義	宣	議	事	調	査	係	長	児	玉	竹	丸
書	記	国	岡	浩	祐	書	記	倉	田	英	治						

~~~~~○~~~~~

午前 10時02分 開会

- 松浦議長 それでは、おはようございます。  
ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、  
4番 加藤英伸君、6番 川角一郎君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。  
4番 加藤英伸君。

- 加藤議員 議長。4番。  
おはようございます。新政会所属の加藤でございます。  
さきに通告しております臭気公害対策についてお伺いいたします。  
平成16年に高田郡6町は、それぞれ今まで築いてきたよい面を持ち  
合わせながら合併いたしました。同時に課題になる部分も持ち寄り  
ました。本日質問させていただく分は後者の方で、美土里町北地区  
の臭気公害対策でございます。

発生当初から旧行政においては、公害対策に努力をしてまいりましたが、  
現在まで解決には至っておりません。

合併後は新市において、対策を計画してきておられますが、その現  
在行われております対策の状況と今後の解決策についてお伺いいたし  
ます。人と環境にやさしいまちづくりを目指している本市において、  
住民生活を脅かし多大な苦痛を与える公害問題には、真剣に取り組ん  
でいかなければなりません。

現在市が取り組んでおられる株式会社アルファ有機の悪臭公害対策  
は、被害住民の意向に反し、企業の要望に沿った方向で進められてい  
るように思われます。悪臭の軽減化について企業も努力されているこ  
とは認めますが、住民に不信感を与えていることも事実です。抜本的  
な解決方法を含め、今後の取り組みについてお伺いいたします。

まず1点目は、公害防止協定が認識されておりますかという点。そ  
れから行政は企業にどのような指導をされているのかという点。最後  
に工場移転について行政としての努力はされているのでしょうかとい  
う、3点についてお伺いいたします。

- 松浦議長 ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの加藤議員のご質問にお答えをいたします。

美土里町北の株式会社アルファ有機の事業所から発生する不快臭の問題につきましては、本庁担当課と美土里支所で連携し、地元の皆さんからの相談や苦情等について、随時対応をさせていただいております。

公害と思われる苦情を受けた場合は、事業者に対し公害防止協定に基づき施設の改善命令等、適切に指示をしているところでございます。

現在の状況は、平成17年7月1日付で出しました、不快臭に対する施設等の改善命令により、工場内の密閉工事や脱臭装置設備工事がなされ、不快臭については一定の改善がみられ、地元からの苦情も減ってきているように思われます。

ご質問の1点目にあります、公害防止協定は遵守されているのかについては、先ほど申し上げましたとおり、市の改善命令に対して誠実に実行していただいていることから考えますと、遵守されているものと理解をしております。

次に、行政はどのような指導をしているのかにつきましては、公害防止協定書にあります、公害を未然に防止することによって、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという基本理念に基づきまして、不快臭の解消につながるあらゆる対策と研究を継続しながら、定期的に臭気検査、地域巡回、汚泥等の搬入にかかる報告の義務づけなど、美土里支所と連携しながら適宜指導をしております。

次に、工場移転について行政としての努力はされておるのかにつきましては、行政としては引き続き事業者に対して、事業者の責任において、移転候補地の選定に努力するよう、継続的に促してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市としましては、地元の皆さんの生活環境を最優先に考え、公害防止協定に基づき、今後とも適切に対応をしてまいりたいと考えております。

我々も努力をしてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

ただいま市長にご答弁をいただきましたが、私の感じといたしましては、市長のご答弁の内容と現状には大きなギャップがあると、開きがあると思います。

それはなぜかと言いますと、公害防止協定にはアルファ有機が、あの工場では処理できるものは産業廃棄物だけであり、その中で搬入を許されているのは、有機性産業汚泥、食品加工汚泥、し尿処理汚泥

というふうにはっきりと定められております。

一昨年、平成17年の10月に市民部と美土里支所とアルファ有機の3者が、地元に出向かれて、一般廃棄物である植物性残渣も処理させてほしいというお願いをされました。そのときに地元では、現在まだ臭気について解決していないのに、また新しいものを入れるということについては、やはり反対であるという話でございました。

市側とアルファ側はお願いしますと、地元はお断りしますということで、物別れになっております。そういう状態でありましたが、昨年18年の6月に地元に対し、各戸へ一方的に1年間植物性残渣の処理をさせて、試験的に処理するという通知を出されております。それで実行をされているわけですが、さらに今年の6月6日には、1年間植物性残渣の処理を許可するという内容の通知を各戸に出されたようです。

こういう一方的なことは、地元の住民に対して大変不信感を与えることであり、行政としてこれでいいのかという、疑問もあるわけです。その点を少しお聞きしたいのと、それから旧美土里町でアルファ有機と結んでいる公害防止協定ですが、これがもう合併後、既に4年近くになろうとしているのが、これはこのままで置いておいていいのかどうかという、この2点についてお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

具体的には、増元副市長の方から答えてまいりたいと思いますが、植物残渣を入れることによって、悪臭も減ってくるということで、悪臭の改善のため我々市としても認めてきたという経過があるので、改善のための方策でもあったと思うわけです。

またこの協定については、合併後も旧町の協定を引き継いでおるということでございます。ただ私が残念に思うのは、このアルファ有機が美土里町の下北に立地をするときに、同じように私も高宮町の町長をしておりましたが、ちょうどすぐ生田川という川を挟んで、対岸に高宮町の集落があるわけです。同じように山から吹き降ろしてくる風が、川を渡って同じような臭気の被害が出る可能性があるということで高宮町としては、これは絶対反対であると申し上げて、その立地については合意できないという話をしましたが、これは行政区が違いますので、なかなかそこまではいかなかった。もう一つはやっぱり地元の者が、その当時ある程度はその立地に合意をされたといういきさつがあるので、高宮町はいろいろそういった体験をしておりまして、それは絶対にいけないということで話はしましたが、美土里町としては半分は企業誘致というような考え方もあったようで、地元の皆さんもそこまで現在のようになるとは真剣に考えておられなかった。こういうことがありますので、今となっては、取り返しはつかないわけですが、高宮町としては、もう3カ所ぐらいは同じような企業が、立地

を5、6年ぐらい前に申し込みに来られましたが、これはすべてお断りをした経過がありますので、もう少しそのときに地元も慎重に考えてもらったら、こういう問題は起こらなかったという気がするわけです。今後我々もそういう問題については慎重に考えていかなければならないということを反省はしておりますが、既にできたものでございますので、今後は公害協定に基づいて、悪臭が出ないように努力をしていくことが、行政の責任であると考えておるところでございます。

具体的には、増元副市長の方からお答えをしていきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

今後におきましては、旧町時代からずっと取り組んできておるわけでございますけれども、市と会社が交わしております公害防止協定の趣旨というのは、市民の日常生活に影響を与える悪臭でありますとか、その他の公害を防止しようということが、趣旨、精神であろうというふうに理解をしております。

現在、日量40トンの汚泥を処理するということが、この公害防止協定の中で40トン、2台という規定をなされております。日量40トンとまでは入っておりませんが、これまでの取り組みの中で、どうしても様々な改善をしてまいりましたけれども、時折臭気が漏れるという現実的な問題がございました。

今回その汚泥を少し減らして植物性残渣を加えることで、悪臭の防止に役立つのではないかとということ、地元の皆さんにもお話をするわけですが、それは先ほど加藤議員さんが申されたように、公害防止協定に載っていないということでありました。ただ、現実はそのように悪臭というものが、時折発生するという現実問題から言いますと、これを何とか改善したいということで、試験的に昨年から植物性残渣、野菜の切りくずとかいったものを投入し、汚泥を減らして植物性残渣を、これに加えることを実験的にやってみようということで、昨年本年と実施をさせていただいております。こういうことにつきましての手続きでございますけれども、地元の皆さんの様々なご意見がありまして、なかなか全体の合議が取れないという中では、市といたしましては、あくまでも悪臭を防止するという観点から試験的に導入をさせていただきますということを、通知をさせていただいております。

今後、昨年今年とその実績が出つつあるわけでございますから、この現実を踏まえて今後どうするのかということにつきましては、今後会社とも協議を進めてまいりたいと思っておりますけれども、汚泥を減らして植物性残渣、お弁当の残りとかそういう油物とかいうものは一切入っておりません。野菜のくずと言いましょいか、正規に販売されないものの残渣ということでございまして、それを加えることによって、私も今の市としての判断から言いますと、悪臭は軽減されつつあると。100%ではございませんけれども、軽減されつつあるということで、日

常生活に影響は残しても、悪臭防止の観点から有効な手段ではないかと思っております。

引き続き地元の皆さんとの会社も努力されておりますけども、市といたしましても信頼関係と言いましょいか、合意形成というものをつくっていきたいと思っております。

また防止協定をそれぞれ社長なり、行政の方の合併によって名義が変わったわけでございますけども、それぞれ会社は会社、市は旧町から権限と言いましょいか、その公的な効力というのは承継をしておるわけですから、引き続き旧町で交わされた公害防止協定は、新市に引き継がれておるものと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○加藤議員

はい。

○松浦議長

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

先ほど市長からのご答弁がありました。確かに市長の言われるように、これは旧美土里町時代に発生したことであり、児玉町長としては反対されたと、言われればそのとおりかもしれません。

しかし、今はもう合併して1つの市になっていますから、あまり他人事のように言われると私らも非常にどこへ頼っていいのかなという気がありますので、その辺はひとつもう一步深く考えてもらって、市のこととして解決をしていくようお願いしたいと思います。

それからこのアルファ有機を誘致するのに、地元からも一部賛成があったという話は一切私は聞いておりません。それは行政の類似の工場をあちこち見に連れて行ったようなこともあったようですし、防止協定には地元の代表も立ち合わせて協定を結んだということであって、地元の方が本気になったとか、というようなことではなしに、そういった状況の中で、地元も公害がないのならということで賛成されておりますので、その辺はちょっと誤解のないようにしていただきたいと思っております。

それからこの臭気問題の解決については、地元には強い意見の人もおられますが、大部分の人は行政と地元とアルファの3者で、解決したいという気持ちを持っておられる人は多いわけです。というのは、余り騒ぎ立てると、あこの地域は余り住むのにいい環境ではないということ公表するようなもので、できるだけそういうことはしたくないという意見もあったので、私も今回まで一般質問をするのは控えておったし、承知しておりましたが、いくらたっても悪臭が消えないということで、どういう方向であれ早期に解決したい、してもらいたいという意向が強かったので、今回出させていただいたわけです。

それで平成13年だったと思っておりますが、地元から工場の撤退宣言というものが書かれておりますし、実際に臭気解決の最善の策というの

は、工場が移転することだと思えます。しかしこれは一番難しい方法であるとは思いますが、アルファ側として、工場移転には非常に乗り気になっておられまして、現在も、いい候補地を探しておるといふうに社長も言っておられました。

そこで市長にも副市長にもお願いしたいのですが、なかなかすぐに見つかるような条件の土地ではないと思えますが、できるだけ努力していただきまして、県とか国とかにも相談してもらって、いい候補地があれば、アルファの方へも情報を流して、工場移転に協力をしていただきたいと思います。さっき工場移転、土地の斡旋には努力すると言われましたけど、その点をもう一度聞きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 この工場立地については、旧美土里町で公害防止協定を結んで、地元、町、企業、3者で協定を結ばれて立地をされたという経過がございますので、合併したからといって、市がその責任を逃れることはできませんので、私たちも今後住民の意見を聞きながら、住民の意見にこたえていく責任があると考えておりますので、決して責任を逃れる気はございません。

ただ去年も地元の人が2人ほど来られて、その工場が立地する当時のいろいろな経過からもう本当に綿密に記録を残されて、わしは死んでも死にきれん。そういうような後悔を含めて、訴えてこられてこの問題を何とかしてもらいたいと、こういうお話も伺いました。そういうことですが、ただ、この移転の問題については、同じところで奥地に入る方法があるかどうかですが、奥へ入ったら今度は水は高宮へ流れる谷になりますので、これは恐らく高宮が絶対それは了解しない、ということになるかと思えますので、現在のところ、奥に入ることが非常に私は難しい、全く別の所で移転をされる方法があれば、それは我々としても協力はしていきたいと考えておるところでございます。

したがって我々としても、美土里町から引き継いだ公害防止協定に基づいて、市の責任で住民を守っていくということについては、改めてお約束をしていきたいと考えております。

○松浦議長 答弁を終わります。

以上で加藤英伸君の質問を終了いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員 議長。

あきの会所属の熊高昌三です。

今回一般質問させていただくのは、安芸高田市自治基本条例制定についてということでご質問させていただきます。



この質問に関しては、平成16年合併した年の12月にもまちづくり基本条例というふうな、言い回しは違いますが、同様な質問をさせていただき、さらには18年、昨年の6月に私も議会改革、そういった関連で質問させていただき、さらには同じあきの会の今村議員の方から12月には、住民自治基本条例という形の質問をさせていただきました。その都度市長から状況に応じたご答弁をいただいておりますが、さらに今回私は同じような質問を出させていただいたということは、やはりそれぞれの時期を経て、いろいろ状況を見ます中で、やはりこの条例というのがこの時期に必要なではないかというのを再度考えさせられましたので、何度もお尋ねするようではありますが、市長にこのことについてのご見解をお伺いしたいと思います。

特にこの質問をさせていただききっかけになりましたのは、後段にも書いてありますように、今年総務企画常任委員会で、三重県の伊賀市の視察をさせていただき、自治基本条例の作成状況、実施状況、そういったものを研修させていただきました。その中で必要性を強く認識をさせていただきました。というのもここに書いてありますように、伊賀市は合併の当初から既にこの住民自治基本条例というのが四日市大学の先生あたりからの情報もいただきながら協議を進めてきたという中で、こういったものを考えてこられたという経緯があるということを知りまして、改めて進んでいるところは進んでいるなという気がして聞かせていただきました。

中身については前にも市長が言われたように、実体とその形をつかっていだけうまくいっているかどうか、ニセコ町の状況も以前話をしたときにそういうご答弁をされておりましたので、なるほどな児玉市長は着実に住民と対応しながら、そういったものをつくっていくのだなというふうな気がしておりましたので、十分理解をさせていただき、もう少し時期を待とうという考えもありました。伊賀市の事例を見ましたが、ここは合併をして周辺地域のそういった合併の弊害を想定されて、課題を先取りされて検討をされてきたという経緯がありましたので、やはり安芸高田市の状況を見ても、財政厳しいという状況は全国どこも同じであります。むしろそういった状況であるからこそ、ここにも書いてありますように、行政そして議会、当然主体である市民の3者の取り組み、そういったものがバランスよくそれぞれ役割を果たすということが、特にこの厳しい財政状況の中で求められているのではないかと感じています。

特に行政、財政厳しいから何もできないというようなことばかりで、片付けておるとは思っておりませんが、市民の皆さんはややもするとそういった受け止め方をされておるといった状況も確かにあります。

あるいは議会の方も議会改革特別委員会をつくりまして、定数に限ってではありますが、市民の皆さんのご意見を聞く会というのを旧町でやりましたが、それぞれ議会に対しても厳しいご指摘もあり、行政と

ともに議会というものはどうあるべきかというふうな、そういったご指導、意見もあります。そういったものを聞く中で、当然市民の皆さんも市民としての責任というものが、本当に果たしておられる部分もあるのかなというふうなことも、逆に思った部分もありますが、そういった観点からしますと、行政、議会、市民がそれぞれの役割をしっかりと認識をする。そういったためにもこの住民自治基本条例というものを制定して、皆が同じ方向を向いて、いわゆる自治体改革、そういったものを進めていく時期にもう来たのではないかなという気がしておりますので、再度市長のご見解をお伺いしたいということで、一般質問をさせていただきます。

以上で私の一般質問、最初の質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの熊高議員のご質問にお答えをいたします。

安芸高田市自治基本条例制定についてのお尋ねでございます。自治基本条例は、まちづくりのあり方、行政・議会・市民のそれぞれの役割、安芸高田市が進めている協働のまちづくりに必要な理念や施策の体系などを明らかにするものであろうかと思っております。自治体経営の基本的な方向を示す条例になろうかと思っております。

また、この条例は、市内32の地域振興組織で取り組まれております、みずからの地域はみずからの手でとした、主体的で広域的な活動である住民自治活動を、さらに発展させるものであると考えております。

全国的な状況を見ましても、まちづくりにかかわる機運の高まりの中で、近年こうした条例を制定する先進的な自治体も増えてまいっております。市といたしましても、市民と行政の協働のまちづくりを基本として進めており、今後必要となってくる条例であると考えておりますが、市の極めて深刻な財政状況を考えるとき、市財政改革を断行しなければ安芸高田市の将来はないというのが現代の実態あり、当面する最大の課題でもあります。行政改革、財政改革に目途を立てるといふことも考えなくてはならないと思っております。

そういうことを考えながらこの行財政改革を実施していくためには、情報の公開や情報の共有、行政の説明責任や市民参画等の諸制度の確立や充実に努め、市民のご理解とご協力をいただくことが不可欠と考えております。そして、このことが、自治基本条例の実態をつくっていくことになると考えておりますので、今後とも十分検討をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○熊高議員

はい、議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

市長にご答弁いただきましたが、16年のまちづくり条例の時に市長がお答えになった答えの中には、当然、合併したばかりでありますし、市長が進めてこられた住民自治のまちづくり。これを主眼においた政策ということで、非常に自治組織の育成強化を図るんだと、いうふうなことをおっしゃいました。特にそういった住民自治のまちづくりの人材育成そういったものに力を入れていきたいんだということでご答弁されました。その後もいろいろ施策の中で、住民自治組織の育成強化を図ってこられ、市民フォーラム等にみられるように非常に新しいものも含めて、充実強化をしてきたというのも評価ができるといったことは、私自身も見させていただいております。

さらには、昨年6月の議会、あるいは12月の議会での関連した質問に対しても、住民自治のまちづくり、住民自治組織の育成というのは当然、継続をしてやるという形でご答弁いただきましたし、今もお答えになった行財政改革、特に財政厳しい状況でありますので、財政改革これを先にやるんだというふうなご答弁もいただきました。そういったことも当然、そういうふうを受け止めますけども、財政改革の中で、果たしてそれだけを先にやるということが、これまでの4年目に入った市長の政策の中で、本当に実現できておるのかどうかというふうな視点で見させていただいております。というのはやはり財政改革には先ほど市長も言われたとおり、情報の公開というか、共有という言葉も先ほど言われましたが、まさしく市民・行政あるいは議会も当然ですが、情報もしっかりとした共有をすると、そういうことが大前提であるというのは、今の国のこの6月に法律ができました地方自治体のチェックをする財政の、言葉はちょっと忘れちゃったけども、そういった法律もできて、自治体の財政チェックというのは非常に厳しい状況が次の次の年から来るという状況にもなります。なお、さらに、市民の皆さんに今の市の財政状況、市の政策課題、そういったものを共有するということが、まず必要ではないかなという気がしています。

そのためには市がどういう方法で、どういう部分をどういう形で市民に出していくのか、当然その間にある議会というのもその情報というのは当然のごとく出てくるわけですけども、その情報の出し方そのもの自体も例規集にいろいろ条例はありますけども、基本的な総括した条例というのは、本当はありません。ですから市の役割として、どこまでの情報を市民に出していくのかというような、情報公開条例というのがありますけども、それはある一定の決められた枠のものであるというふうには私は感じております。むしろ積極的に行政が情報を出していただいて、それこそ市民と情報を共有することが、市民の理解を得るし、これまで市長がずっと市民との地域懇談会をやってこられましたし、今回先ほど言いましたように議会の改革委員会の中で、市民の皆さんの意見を聞くという会を持ちましたが、市長が言

われるように、本当に情報を共有しておるといような話というのはなかなかありません。そこのところがやはりこの3年余り、取り組んできた中で、足りない部分であろうと思いますし、その部分がなされない限り、本当に痛みを伴う財政改革というのは進めていくことは難しいのではないかと思います。ですから市長が言われるように財政改革を先にすることより、むしろ平行して、もっと言えば、財政改革をするためにこの基本条例をつくって、明確に市の方針、市民の皆さんの役割、議会の役割、そういったものをしっかり協議したのちに、そのところに踏み込んでくるというのが、本当は順序ではなかったのかと私は思っています。

市長との見解は、多少これまでもずっと平行線というのがありますけども、今まで市長がやられてきた状況の中で、そういった成果を本当に出しておられるのかどうかということも含めて、もし、少しでもそういった状況が、まだまだ取り組みが足りないなというふうであれば、私はこの基本条例あたりをつくって、市民の皆さんにもっともっと情報を共有するというのが足りないのではないかというふうな気がしますので、それについてもっと踏み込んだ市長のご見解を再度伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

自治基本条例の問題につきましては、私は今まで3年皆さんから同じ主旨の質問を受けております。私自身の考えでは、条例をいくらつくってもその実態が伴わなければ、条例の意味がないというのが私の考えで、やっぱり自分たちの目指しておる自治のまちづくりをまず、実践をしていきたいというのが、主旨であるわけです。

そのことはどういうことかと言いますと、いわゆる今までも話が出ました、北海道の洞爺湖の近くにあるニセコ町ですが、これはそういう条例をつくって先進的なまちづくりということで、マスコミにはかなり取り上げられたまちで、その町長さんは参議員かなんかになられましたか、その後。そういうような実績を出しておられるところで、旧高宮町時代に熊高議員もおいでになったと思いますが、一応あこを研究してみようと。ちょうど私はあのときに差しかえてニセコへは行けませんでした、旧高宮町の幹部も一緒に行かせていただきました。それが帰って言うのには、なるほどすばらしい条例はできておりますが、実態はうちの振興会の方が充実をしておる、ニセコ以上にうちの方が進んでおるといような話をしておりました。したがって、条例も大事ですが、まず実践を先にやろうということは私はどうも頭の中から離れなかったわけです。その後、合併をしたわけですが、合併建設計画の協定の中で、最初は総務省が言っております地域自治区という地域審議会というのをつくるという案、これは総務省が合併の中で推奨したものであります。というのは、合併をしたら末

端の声は届かなくなるので旧町単位に審議会をつくって、その審議会  
で意見を聞くと。この審議会というのは、官制の審議会でありますの  
で、私たちは合併の中で、そういう官制の審議会をつくったのでは、  
本当の住民の声は届かない、簡単に言えば、議会の下にまたその議会  
ができたようなもので、屋上屋を重ねる論議になりはしないか。それ  
より本当の意味の自治組織、住民の自治組織、今32地域振興会がで  
きておりますが、それをつくっていこうということで、まちづくり委  
員会を条例によって、それぞれの旧町単位に5人ずつ振興会の代表に  
出してもらって、まちづくり委員会をつくって、皆さんの意見を吸い上  
げていくことが、やっぱり末端の本当の声になるのではないかという  
ことで、それを実施をしたわけでございます。

それから総務省はその後、区長制と、地域自治区をつくって、区長  
制をつくるという案を法律で決めました。これも安芸高田ではやらない  
とこういうことで、やった例というのは中国地区に一つしかないわ  
けで、浜田市がこれをやっております。浜田は、もとの浜田市に旧旭  
町と金城町と弥栄町と三隅町の4つが合併をしたわけでございまして、  
特に旭町の町長さん岩谷さんという町長さんがおられますが、これは島  
根県の町村会長をしておられて、私も一緒に町村会長をしておりました  
ので、随分岩谷町長とは論議をしました。この区長制というのは、  
旧町単位、市長が一人の区長を任命をして、これは助役待遇で扱うと  
いうことで、旧町に助役が4人できたというような実態があるわけで  
ございまして、これを総務省がつくったときに、担当の山崎さんとい  
うのが、総務省の課長でございましたが、私にも意見を聞いてきたので、  
そんなことをしたのでは合併にはならない、市長の下でまた村長がお  
るような、そんな組織は絶対に反対だということは言いましたが、そ  
れは児玉町長なら反対すると思うが、この制度をつくれれば、東の方  
には、こんな制度ができれば合併しようかというようなところがたくさ  
んある、合併をするために、東の方のためにつくることなので、了解  
してほしいと。私は反対はしませんが、もともとこれは自治に戻る、  
合併に戻るという話を随分論議をしたわけでございしますが、この間、  
浜田の最近変わられたようですが、前の市長さんに聞きますと、我々  
のところはやっぱりそれをしなければ、合併はできなかったと、した  
がってそれをするが、できるだけ早い時期に改善をしなければいけ  
ないと思うというような話もしておられました。

そういうことで、いろいろ合併の中には、論議があったわけですが、  
我々の安芸高田市の合併というのは、本当に住民の自治に基づく合併  
ができて、しかも振興会の組織も完全ではございませんが、何とか動  
き出しており、これを今後とも育てていくということが一番大きなソ  
フトの面の課題であろうと思います。したがって、安芸高田市は、先  
ほどお話があったような、伊賀市の自治基本条例というようなものは  
ございませんが、それぞれ法に基づいて、またまちづくり委員会の設

置条例もつくって、住民の皆さんの意見を聞くようにというシステムをつくっておりますが、議員さんのおっしゃるように、この自治基本条例というのは、市政全体にわたる基本を示すものであると思いますし、伊賀市に職員が同行させてもらっておりますので、伊賀市の条例も見させていただきましたが、第1章は総則ということで総論が書いて、第2章に情報の共有ということが書いてございます。第3章に市民の参加ということと、第4章に住民自治の仕組みという、この条例の半分以上がこの市民の参加と、それから住民自治の仕組みという項で書かれております。こういうことございまして、議会の役割と責任というようなこともありますし、これは議会が今後検討されるべき問題であろうと思いますし、やっぱり根幹というのは、市民の参加と住民の自治の仕組みというのが、この自治基本条例の根幹になっておるところです。したがって我々が目的としておるまちづくりとほとんど基本は同じなので、今後、私は条例をつくるより実の方が先だという考え方ですが、既に合併して4年経過しておりますので、私も具体的に勉強をさせていただきたいと思いますし、私の腹の中まで答弁したように、条例も大事だが実の方が大事だという話を今までさせてもらいましたが、実も大分実ってきたのでそれをひとつの体系化することも必要ではないかと思っておりますので、今後十分この問題について、私自身も腹へ入るように検討させていただきたいと思っております。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

今回の質問は、一歩も二歩も前進したかなという、私は受け止め方をさせていただきましたが、まずは、伊賀市の条例を読んでいただいたということが、発表されたということは、市長の心の中に少し私の申し上げることが、ちょっとは浸み込んでいったのかなという気がしますけども、今市長が言うように住民自治活動というのは、全国に誇れる、本当に先進地域としての評価もいただいていますし、実ってきたということも市長が言われるように、これは誰も否定するものでもないし、評価するものだと私も思います。しかし市民のそういった状況が、今足踏み状態にあると私は思います。先ほど言われましたように、まちづくり委員会を核としていろいろと部会もつくって検討されてきておりますが、やはり何となく市の下請け的な感覚というのがまだまだ抜けきれていないのです。ですから積極的に市民が行政を動かしてまで、というところまでは実態としてはできてないと思います。ある程度、市民の皆さんの動きというのも私は限界にきているのではないかという思いがしています。先日も市長が、広島の八丁堀シャンテで国土交通省の、いろいろ発表もされておりますし、そういった住民自治活動事態のレベルが低いというのが全国的な状況でもあると思います。それだからこそ、そういった市長の意見をたくさん聞きたい

という地域もあると思います。ですから私が言うのは、市長の目を住民自治の部分から行政の方に変換をしていただきたいと、という意味合いが今回の住民自治基本条例をつくるという意味が多いのです。

例えばこの間から皆さん一般質問をされた中で、農業政策あるいは健康福祉の取り組み、そういったもののなかなか市民のところに行政の思いというのが、伝わっていないというか、逆に市民の思っているのが行政に伝わっていないという感じがします。住民活動はそこまでいっているのに、靴の上から足をかくような、そんな感じを私は持って見えています。

例えば今回具体的に言えば、国からのいろいろ指導のもとで、健康づくりの取り組みをされておりますが、私もメタボリックでありますので、言うばかりではいけないので、参加をさせていただいております。大学の先生も含めて取り組みをされ、皆さんも参加をされておりますが、今回予算の関係やいろいろな取り組み、試験的にということもあって、数の方はかなり少ないと思いますが、全体的に総額どれだけ予算がかかっているかというの、最終的には確認していく必要があると思いますが、やはり行政が仕掛けておるといいますか、その部分が市民が本当に理解をしてもらっているものではないような取り組みに見えるのもあります。やはり予算をかけてそれだけやるというのは、むしろ市民の皆さんから、まちづくり委員会の中に福祉部門の取り組みもあるわけですから、市民の皆さんからこういったことをしたいということが出てきて、それではどういう予算をつけてどういことをどういう取り組みをしようと、それで我々も汗を流して当然頑張っていくことによって医療費も削減するんだといったことの議論までした中で、こういった取り組みをされれば、もっともっと市民みずからも、自分たちが決めてやろうと言ったことだから、やりましょうというふうな、そういった視点も出てくると思います。そういった仕掛け方を行政が余り視点として持っていないんだというのがあります。ですから市民の皆さんもそういったリードして作り上げてくるような仕掛け、それを行政が持っていない。だから行政の役割というのは何なのかというのを、本当はわかっていないのではないかなという気がして見えております。

事例として言いましたが、そういったところからしても、やはり政策段階から市民の皆さんと一緒に議論していくのだというところは、行政が変わらないと市民はその気にならないというふうな気がしております。

市長が言われる住民の部分は非常にレベルが上がってきたというのは私も先ほどから言いますように、評価しています。行政のレベルがそこについていくために、あるいは我々議会も市民と行政と本当に3つのバランスがとれた自治体となるためには、そこら辺をしっかりと明確にする必要があるというふうな気がします。

6月の1日2日に法政大学の教授が主催した議会改革フォーラムに、ちょうど議会改革の特別委員会もつくっておりますので、議会改革ということで私も勉強に行ってきましたが、議会改革イコール自治体改革なんだというふうなことを私は学んで帰りました。自治体改革いわゆる行政、市民、議会この3者がうまく本当にそれぞれ責任機能を果たしてこそ、自治体改革があるというふうな感覚を学んで帰りました。だから一つが欠けても自治体改革にはならないというのですから、住民というのはある程度成熟してきたので、あとの行政あるいは議会を含めて、そこら辺が住民にもっと近づく、それくらい感覚が必要ではないかなという、他の議員さんから叱られることも、言葉で言えばあるかもわかりませんが、私はそういう感覚を持っておりますので、市長の言われるように住民自治のところからもう少し目を広げていただいて、行政、議会含めて、自治体そのものをどうするかというところで、基本条例を考えていただきたいということのご提案でございます。

再度お考えがあればお伺いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

住民の意向をどのように行政へ吸い上げて、行政に本当に住民の皆さんに広範にさせるかという問題と、情報公開というのはやっぱり同じ目的にしたがった同じ施策であろうと思うわけです。

特に合併をして非常に広がって、住民の皆さんもまた気をもんでなかなか気心が知れんという問題がありますので、やはりこの情報公開と住民自治というのは、今後どうしても充実させていかなければいけない、大きなソフトの面の施策であろうと思って、合併協議の中でもこれを最優先するというので、皆さんに合意を得たところであります。

しかし、私はまだ安芸高田の方は行政の体質はまだよい方だと思っておりますが、この間行って、いろいろよその県の状況を八丁堀シャンテでシンポジウムがあって、そのパネラーに小川先生、九州大学の教授であり、定年になって去年から山口県立大学の教授になられた方ですが、特に九州ではこの自治がなかなか進まないというような話をされました。今話のシャンテのシンポジウムで話があったような、そういう自治というのはなかなか九州では余り聞いたことがない。あるのはあるが、それは先進的なもので、しかしやっぱりなかなか進まない。それはやっぱり行政の体質だといって小川先生は言われました。昔から難しいことは行政や住民に知らせずにやることだけやってもよいのではないかというような基本的な行政の体質がまだ改まっていないので、それをまず改めないことには、この自治というのは、定着しないというようなお話を、広い視野から伺ったのですが、全く我々としてもそういう点では、反省をしていく必要があると思うわけであり



ますが、安芸高田としては、できるだけ住民の皆さんの意向を反映したいという努力はしておると思います。

第2庁舎・文化ホールの建設の段階でも、森保先生は建築の専門でございますので、この方を入れて住民の皆さんの意見を聞く会を、第2庁舎の関係でつくりましたが、随分いい意見がたくさん出たわけで、参考になりましたが、森保教授が言われるのには私はいろいろ審議会のような会に出たが、こんな会をやったのは初めて見たというようなお話で、私は住民にも意見を聞くという姿勢を評価してもらったという感じを受けたわけですが、今後ともそういう努力を続けていきたいと思っておりますし、その線上に住民自治基本条例というものもあるというように考えております。

○松浦議長

これにて答弁を終わります。

以上で熊高昌三君の質問を終わります。

この際11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時09分 休憩

午前 11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

議長。

19番、日本共産党の岡田正信です。

私は市長並びに教育長に3点ほどお伺いいたします。教育長には1点でございます。

まず1つ目は、インターネットの活用と情報公開についてといたしまして、今やこのインターネットの普及というのは、世界的規模で普及しまして、あらゆるニュースや情報が各家庭、行政の方にも入る時代であります。それが、行政の仕事の上では協働のまちづくりというキャッチフレーズもあり、一番市の目標でありますこの課題について、私からいえば弊害といたしますか、あらゆる情報がインターネットへ出てくるのがすべて正しいとは限りませんし、もちろん正しいものがほとんどですが、そういうことが行政のこの協働のまちづくりに対して、あるいはまた市政、財政の問題も含めますけれども、あらゆる分野でこの情報の開示がされることによって、市政の舵取りが今までより難しいのではないかと、そういう点で反省があるべきところで、行う必要があるということから、どのようにこれから活かされるかお伺いしたいところであります。

教育行政におきましては、昨今あらゆるテレビ、新聞を見ましても、こんなことが起きるのかということが、日常茶飯事といっても過言でないぐらい起きています。これもすべてインターネットのせいにする

のではありませんけども、今や携帯電話がネットにつながるということで、これは学校だけではなく、それだけの環境、家庭も大きな問題ですけど、各家庭でのインターネットの活用また学校でのどういう指導をされるのかという観点から教育長はどのように今後活かされていくのか、反省も含めて、どのように見解を持たれているのかお伺いするところでもあります。

2つ目には、権限移譲による財源の補償と仕事量。これは施政方針にも書いてありますように、権限移譲が市になったらどんどん増えて、今現在でもこの6月から増えておるパスポートの件とか、いろいろ増えてきておりますけども、来年からはまた市民課の方で、産業廃棄物の取り扱いについても市が担当するようになることから、すべて我々の仕事が県から下りてきます。財源が十分県で行われていただけの財源として下りてくるのです。まして職員の仕事も増える中で、10カ年計画を見させていただきますと、今の給料のカット、23年までの5年間でしたか、その時期まで財源の問題を考えれば、それくらいしなくてはいけないようにうたわれておりますが、職員には仕事が増え、給料はカットする。こういうことで職員の皆さんが本当にこの権限移譲が下りて、仕事が増える中で身につくのかと、私は心配するところでもあります。立派な資質がある職員が皆おられますが、それに対しての資質と量の問題、県からの財源の問題をどのように考えておられるのか、対応と合わせて研修を含めて、どのようにされているのかお伺いするところでもあります。

それから3番目には、農業問題でありますけども、これも前回の一般質問でも私伺いましたけども、品目横断的経営安定対策については、戦後最大の農業政策の大転換だということで、農林省みずから発表しておりますから、いふなれば市長のご承知のとおり、小さな農業は全く目に入っていないのが政府の考えです。先立ってこの一般質問で出ておりますけども、当市におきましてもこの品目横断的経営対策に乗れる農家は80近くですか、67でしたか、認定農家というか、4町以上の農家はありますが、実際に参加しているのは、私が調査した時点では26か7だったと思います。法人化へは4つが軌道に乗っておりますが、これも8月31日で三次の農政局の方が把握いたしまして、その実態調査をして、確実なのが今月いっぱいぐらいになると言っておりますが、現在市へ品目横断的経営安定対策に乗って向こう5年間、名前のとおり、安定対策実施に向けていけるのかどうか、ここが私の大きな問題の一つですが、ただそれで法人化を進めれば前回もお伺いをしましたけども、この地方交付税の算入基礎台帳から農家数が減ります。センサスでいいますと、先立っての農家数3千4百ぐらいではなかったかと思いますが、これは販売農家の表示でございますが、10年前から比べると、品目横断に向けて法人化を奨励する、進めていきますと、新交付税となりましたといひましてもこれまだ10%程度

でしょうから、旧態依然の交付税算入基準があると思います。それから考えますと、安芸高田市に下りてきます地方交付税が農家の戸数によっては減ってくるようになるわけです。そうすると財政が厳しい状況だという考えのもとで、これから市政をつかさどられる3役の皆さん執行部の皆さんが、相反するところを奨励していくことになる。前回は申し上げましたが、これは国の方針だから仕方がないと言われるかもしれませんが、国の方針は先ほども申し上げましたように、小さい農家は切り捨て、大きい農家は育てれば今の財政上の国は助かるんですね、地方交付税の算入基準がなくなるので。ましてやそれだけでなくこの交付税の措置全体の大枠が三位一体の構造改革の中で、減すという方向だけが決まっておりますから、この品目横断的経営安定対策を国が言うように進めていけば、財政上さらに困る道に突っ込むのではないかという立場で質問しているわけでございます。

以上、3点について市長並びに教育長の所見をお伺いします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

まず市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

まず、インターネットの活用と情報公開についてのお尋ねでございますが、情報公開制度につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づきまして、合併時に条例を定め運用を行っておりますところでございます。

行政が持っているあらゆる情報は、市民の皆さんの財産であり、これらを開示し共有することで、真に協働の関係が築けるものと考えております。また、ご指摘のとおり、これからはインターネットの時代であり、行政もこれを活用した情報の伝達や開示が極めて重要であると認識をしております。

具体的には、現在、開いている公式ホームページの充実を図ることで対応したいと考えており、このことは策定中の安芸高田市地域情報化実施計画でも明らかにしています。

また、情報公開制度につきましても、ホームページ上で専用のコーナーを設け、わかりやすく説明し、利用しやすいものとしたいと考えております。

なお、教育行政に関するインターネット活用のご質問については、後ほど教育長から答弁をいたします。

次に、権限移譲による財源の補償と仕事量というお尋ねですが、広島県では分権改革推進計画において、移譲する事務に必要な費用につきましては、その事業を県が実施した場合の経費を基礎としまして、適切な財源措置を行うこととされており、算定の簡素化と透明性の確保の観点から分権改革推進移譲事務交付金交付要綱を新たに制定され、それに基づいて交付額を決定をされております。具体的には、県がその事務事業を処理しようとするときに必要な人件費及び事務費の総額、

また、件数、人口、面積など、適切に反映できる係数によって、移譲される事務事業の実態に即した経費が算定されるようになっております。

また、通常事務への影響というお尋ねでございますが、本市では市民及び市行政の利便性が向上する項目のうち、市行政の体制に影響を与えない項目から移譲を受けることを事務移譲の基本といたしております。それ以外は、受け入れ体制などの条件整備を勘案をし、無理のない受け入れを進めることとしております。

一方、職員数の削減・適正化という大きな課題を抱えており、今後は、個々の職員の資質向上とともに事務事業の整理統合など、さらなる検討が必要と考えております。

いずれにいたしましても、事務の受け入れは、現在策定しております具体化プログラムを基本としまして、県下の情勢も勘案しながら、最も有利な移譲時期を適切に見極めたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策の実態についてのお尋ねでございますが、ご指摘のように今年度から、国の農政の方針は、認定農業者や農業生産法人等のいわゆる担い手に特化した農業構造の構築を図ろうとするものです。さらに広島県におきましては、農業集落法人の育成に、すべての農政の施策を集中する方針でスタートをしております。

本市における農業振興の手法は、議員ご指摘のとおり多様な営農形態を推進する集落営農です。これまで取り組んできております認定農業者や、地域営農集団など担い手の育成を進めながら、集落や地域との役割分担を明確にしまして、地域全体で支える地域農業の推進に努めているところです。

次に、地方交付税に算入されます農家数のことについてですが、このことにつきましては、昨年12月の一般質問以降、国と予算関係の意見交換の場におきまして、算出基礎となります農家数の扱いについて意見を述べたところです。

いずれにいたしましても、歳入の確保に努めながら、地域農業の持続につながる取り組みを進めてまいります。

以上でございます。次は教育長の方からご答弁をいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。

ただいまの岡田議員のご質問にお答えをいたします。

学校におけるインターネットの活用と課題についてでございますが、現在は、仰せのとおり急速な高度情報通信社会の進展に伴いまして、世界の情報がいながらにして収集できる便利な時代を迎えました。これら高度情報化に対応した教育の必要性がまた叫ばれているところでございます。

その教育の情報化に向けましては、大きく3つの視点で取り組んで

おるところでございます。

1つは、主にコンピュータやインターネットを活用し、自分自身の問題解決能力を高めることを通して、子どもたちに、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身につけさせることです。

現在の小中学校の教育課程では、一層の充実を目指すために、各教科や総合的な学習の時間において、調べ学習や探求学習の手段として、コンピュータやインターネットの積極的な活用を図っておるところです。また、中学校におきましては、技術家庭科の全体の約4分の1に当たります時間数が情報に関する内容として割り当てられております。その中で、コンピュータの活用に必要な理論や方法など、基礎的基本的な学習を実施しております。

2つ目は、授業において、コンピュータやインターネットを活用し、わかりやすい授業や魅力ある授業の実現を図るというものです。

具体的には、インターネットを利用した教材収集、社会科の地図ソフトの利用、数学での図形のシミュレーションの利用、理科におきまます天体シミュレーションや気象情報の利用等、多くの活用がされておるところです。

3つ目は、学校職員が、日常的に行う公務をより高度に、合理的に処理するために、コンピュータやインターネットを利用するというものです。

具体例を挙げて申し上げますならば、成績処理や管理、出欠席の管理、物品管理、電子メールによる関係機関との文書の收受、ホームページによる学校紹介等様々ございます。

以上3つの視点から、学校は教職員のスキルも上昇し、情報化が進行しているととらまえております。

次に、ご指摘いただいておりますマイナスの部分でございますが、コンピュータやインターネットを利用する際に発生する、情報モラルの問題がございます。

学校では児童生徒に、情報活用能力の一つである情報社会に参画する態度の育成を図ることになっており、情報モラルや著作権、個人情報への扱いについては、インターネットも社会の一部であることを理解させ、教科や総合的な学習の時間、道徳の時間で指導を行っております。

また、すべての児童生徒に対しインターネットの利用に関するパンフレット等の配布なども行っておるところでございます。学校によっては、生徒指導部により、全校で犯罪防止教室を開き、インターネットに潜む危険なサイトや、チェーンメールの対応等の指導を行っておるところでございます。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

インターネットの活用と問題と申しますか、それに向けての答弁でございますけれども、行政の方で私が心配しているのは、最初に申し上げましたように、基礎づくり、協働のまちづくりの点で、行政の方は公開条例に基づいて情報発信しているということですが、これは市民の側から、市民のいろんなところから情報を得ます。それで担当課の自治振興部の方へこういう課題があるとインターネットで来た場合に、インターネットで答えると、文章のやりとりだけで顔や気持ちが見えませんが、そういう面で私は行政の仕事としては、活用は、事務的なことはいいですが、確かに効率は上がりますが、人づくりの面で、職員同士もそうですし、やはりそこから携帯電話とかインターネットで、いろいろやりとりするが、実際に顔見での仕事ではないですから、職員の方は仕事の面で日夜顔を合わせますからいいですけど、市民との関係では文章だけのやりとりだったら、いろいろ表現も口ではしゃべれていい点もありますが、表情が出てこないのが欠点だと思います。その補いを言えば、行政と市民とともにいい同じ汗をかいて、素地づくりをするというところから言えば、インターネット1本に頼って今までのようなやり方では、私は市長が思われているところが、よその方向へ飛んでは行きませんが、外れるのではないかというような点でお尋ねしているところです。

教育の面では確かに教材に使ったり、いろんなことでいいことがあるでしょう。ただ私は主に心配するのは、パンフレットで家庭でのインターネットの活用が、学校で習えば当然、今どの家もほとんどが小学生、中学生のお父さんだったらお持ちだろうと思います。

核家族ですから、2つあれば2つあるだろうし、3つあるところもあるだろうし、ただ、子どもが利用する場合は、みんなのところでやろうというようなことを決めているようなところもあるそうです。そうすると、おのずと親の方も子の方も隠し事はしないようにと、いうようなことも合意のうちに自然になるのではないかというようなところから、非行の問題、得てして新聞にはいいことは余り載らずに、人を殺したとか、いじめたとか、学校当局から聞かれても、あの子はという子が事件を起こしていますよね。というのが、全部のインターネットのせいにはしませんけれども、やはり今のような文章のやりとりというのは、表現が出てこないから、そこらの点を教育上からは、家庭でのインターネットの活用をどのようにPTAとか学校教育上からは、指導と言っておこがましいのですが、PTAや懇談会で取り上げておられるのか、お伺いするところであります。

2番目の権限移譲の件については、事務量によって県が査定して、これだけの仕事はこれこれだと。これの一方通行で、これぐらいの仕

事をこれだけでは、うちは困るよのと。これは、銭にならんのはせんという市長の話ですが、今は受けたり受けないというような答弁でしたけども、しかし市民は、やっぱり庄原や三次や広島へ通っている人はたくさんおられます。いつまでもうちにはまだできんので引き受けないというわけにはいかないと思うのです。それで職員の研修はもちろん必要だろうし、算定基準のものでもありましようし、県が言ったからでは済まないと思いますが、その点を再度お伺いします。

それから品目横断の件は、市が集落営農を基本とすると、これは前回そのように聞いており承知しておるところですが、現実はその集落営農の守られるような実態ですよね、高齢化に向けて。それで法人化をすれば、どこからでもやってくれるからということで、県は法人化を進める。担い手育成と法人化と集落法人育成と集落営農の育成とこれがどこでも競合するんです。それは担い手のものが、私も高宮にもたくさん、甲田町でもやっていると思いますが、何十町もされている人がおられます。それが、集落営農を今度はその集落が立ち上げたので、その担い手の者が、今までやっていた者と競合しています。それから法人もですが、要は、できる農家を育成するという姿勢が基本になかったら、このやり方にしても、担い手にしても、法人にしても、集落営農にしても、そこそこの農地を持っている耕作できる人が、後継者を育てるといってもなかなか難しい時代です。農協へ出す米が、60キロが3千5百円というのは全国平均の話ですが、ここの農協は広島県は今年に限ってということで、30キロが仮渡金と言わないそうです。今ごろ概算払いと言って、政府の言葉によく似てきましたが、今年に限り6千円と、これもこれで終わりではないのです。実際の農家の経営が苦しいのは、ここにきているのですが、最初の提出日に農家の人が米を持って来ているときに、「岡田よ、米の値段は決まったんかいのう。」と言って私に聞いてもわからんが、農協で聞いてみようかと言ったら、農協へ聞いたら組合長の会議では決まらなかったそうです。夜遅くかかって広島県が承認したと言ったから、今年に限って概算払い6千円にしようということになったそうですが、こういう状況ですから、担い手を育成しろ、後継者を育成しろと言っても、大変な状態ということは、職員、執行部の皆さんもよく承知のことと思います。

そういう苦しい中であっても農業というか、この地域を守るということは、安芸高田市を守る原点になると思うのです。ですから、個々の農家をどのように応援するか、あとの質問者でもあるそうですが、基本的にその各農家を守りながら集落営農を、法人化を、担い手育成を全部網羅してやるのかお尋ねいたします。

○松浦議長

以上で再質問を終わります。

答弁につきましては、休憩後受けたいと思います。

この際、13時まで休憩をいたします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～  
午前 11時56分 休憩  
午後 1時00分 再開  
～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○松浦議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま岡田正信君の休憩前に質問がありました再質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

インターネットの問題でございますが、市民の方からあるいは市外からも、いろいろインターネットであらゆることについての質問などがあるわけで、ほとんどが答弁できる内容ですが、そういうことについては、担当の方で適宜誠意を持って、インターネットで回答するような状況でございます。ただ顔を見ないというやりとりが、本当の市民の対話になるかどうかというご質問でございますが、対話の方法もいろいろあると思いますので、ただインターネットだけの対話をするということは、私はないと思います。一番いいのは、やはり顔を見ながら対話をするというのが、一番望ましい方法だろうと思いますので、そういう点については、懇談会等のできるだけの対話をしていきたいと考えておるところでございます。

それから権限移譲につきましては、やはり準備が整わないと体制ができず、権限移譲を受けることができないものもありますし、そういう点については、特に今年は福祉の関係では、まだ準備が整わないので、もう1年職員を県等に派遣しながら体制を整え、権限移譲を伸ばしたものもあるわけございまして、県の言いなりにはならないということで、体制を持って、権限移譲というのは、本当に住民のためになる権限移譲でないといけないと、今まで県がやっていたものを市が受けて、直接住民と近い関係になって、権限移譲をするというのが権限移譲の目的でございますので、そういうような形の権限移譲を我々も主体性を持って行くことが必要であろうと思いますし、そのように県とも話を進めておるところです。

それから次のいわゆる農業の問題でございます。

国も県もいわゆる認定農業者と法人を対象にすると、いわゆる政策の対象にするということで、新しい農業政策を出してきたわけでございますが、このねらいというのは、やはり小規模な農業では、世界的な農産物の価格に対抗できないというのが、そういう狙いであるわけでございます。しかし、実際には議員ご指摘のように、小さい農家はたくさんあり、そういうような実態が依然としてあるわけでございます。県も農業法人を推奨をして、特に去年から力を入れておりますが、ようやく百法人に届いたということでございまして、県内の農地面積からいいますと、6.3%しか法人でカバーできないような実態でございまして、農業法人また集落営農、集落営農というのは、集落の中



でいろいろ話をしながら小規模農家も一緒にやるということでございまして、私は集落営農を進めるべきであろうと思うわけでございます。

それといわゆる市内でも集落営農と大規模農家の競合があるというお話でございます。既にもう30ヘクタールを超える大規模農家も市内にできております。それは、やっぱり1カ所では難しいので、旧町を超えた形で農業を請け負うてやっておるというのがある。そうすると、例えば高宮の大規模農家が甲田町で土地を借りてやっているが、甲田町に集落営農ができたために、借りていた土地が借りれなくなったという問題も出てきております。そこらは市が中に入って調整するというのは、非常に難しいことではございますが、我々としては、そういうところがないようにできるだけ話し合いをしてもらいたいということで、先ほど産業部長の方からも話をしましたが、そういう調整ができるものについては、ある程度補助金を市で用意しながら、そういうトラブルが起きないように、こういうことを今考えておるところでございます。

以上でございます。また具体的な問題については、産業部長の方から報告をいたしますし、福祉保健部長の方からも具体的にどういものを伸ばしたということを説明いたします。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。

それでは、先ほどの件につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

情報通信のメディアにつきましては、新しく変えましたらこれほど便利なものはございませんけれども、付き合い方を間違えますと、とんでもない結果を招くことがございます。

前にも一度お答えをさせてもらったことがあると思っておりますけれども、長崎県の佐世保におきます事件などは、インターネットによるコミュニケーションの行き違いから殺人事件まで発展するという、本当に残念な結果を招いております。児童生徒を有害情報から守れという、防御的な思想とともに、誤った関わり方や関心のありようによっては、児童生徒をみずから危険を招き、加害者になったりすることもありうるわけでございます。

そうした中、備北教育事務所管内の安芸高田市の教育委員会、そして安芸太田町、北広島町の教育委員会は連携いたしまして、ネチケット（ネットのエチケット）と安全な使い方、インターネットの10の約束というものをつくりまして、それぞれの学校の方へ指導してまいっております。

議員お尋ねの家庭あるいは保護者と連携をした高度情報化回線に対応したあり方については、それぞれの学校側の具体的な策を講じながら指導しておりますが、具体的には永井教育参事の方から、その具体

例についてお答えをさせます。

○永井教育参事

議長。

○松浦議長

答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

岡田議員ご質問のインターネット、あるいはメール等に関わりまして、学校が地域、家庭、保護者に対して、どのような協力依頼なり、啓発をしているかということのご質問ですが、大きくは3点あるかと考えております。

その1点は参観日、それから懇談会を利用しておの願いなり、啓発ということでございます。

最近すべての小中学校が、何らかの形で年に1度、学校公開を行っておりますが、昨年あたりは学校によりましたら、授業の中に専門の講師を招聘をして、生徒への授業風景を保護者あるいは地域へ公開し、一緒に考えていったという先進的な例もございます。

また中学校を中心にほとんどの学校がとりわけ長期休業、夏休み前に学年会とか地域懇談会、学校によって呼び方は違いますが、保護者の方にお集まりいただいて、夏休み前に生徒を対象に行います防犯教室での内容等について、報告をして協力をお願いしているということもございます。これらは特に長期休業ということで、出会い系サイト等に関わったり、あるいは最近ですと、ブログの書き込み等から様々な問題が起こっているということがございますので、そのあたりを中心にしたものです。

大きな2点目は、パンフレット配布による協力依頼、啓発ということになるかと思えます。

これまでには、警察庁でありますとか、あるいは県警を含めてでございます。そして教育委員会、それから最近では消費者教育センターあたりがいろいろなインターネット、あるいはメール等に関わる犯罪に巻き込まれるケースということを踏まえまして、防止策のパンフレットを作成をしております、それを市長を通しまして、各学校現場、それから各家庭へ配布して、啓発なり協力の依頼をお願いするということがございます。

それから最後、大きな3点目でございますが、やはり学校教育、PTAの協力なしには効果が期待できませんので、これも各学校現場によりまして、呼び方は多少変わっておりますが、PTAの役員会あるいは自治会とか企画会という言い方をする学校もありますが、まずはPTAの役員の方へ情報提供なり、あるいは相談をさせていただいて、必要によってそれを受けて、全校会員の方への学校、PTAの両者からの協力依頼、あるいは情報提供というような形で、現在取り組みをしているところです。

議員ご指摘のようにこれからますます学校現場における、情報協力というのは充実発展をしてくると思えますので、これで十分とは考え

ておりませんので、今後さらに充実した各学校への指導を通して、さらには保護者への協力、あるいは啓発ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

集落営農の推進の取り組みの中で、担い手との競合についての具体的な市の取り組みの状況でございますが、議員のご意見のとおり、単純にこの集落営農を推進してまいりますと、これまで担い手の育成ということで、それぞれ取り組んできております担い手の皆さんとの競合というのに、確かに遭遇するという状況になってきております。

特に事業の実施をしますと、ご存知のように法人化が義務づけられておまして、それによります担い手の皆さんとの競合と、いわゆる貸しはがし状況が出てくるということがございます。これらにつきましては、先ほど市長が答弁しましたように、できれば市の方もJAさんと連携を持ちながら、調整の役目も果たしていかなければならないとも考えております。

今年度新たなひとつの取り組みといたしましては、そういった担い手と集落との役割分担を明確にした、ひとつの地域の啓発のシステムづくりを推進していきたいということで、集落営農支援事業というのを、地域に創設して取り組んできております。この支援事業は集落内の農家及び担い手の皆さんとの役割を明確化をしていただくことや、将来に向けての集落ビジョンを作成していただく、そういったところを集落の中で合意形成をしていただいて、その計画に向けて設備の支援をしていくという内容になります。もちろんその中には、いわゆる個人法人の担い手さんを含めたビジョンづくりというものも視野の中に入れていただくということでございます。

ご存知のように集落の高齢化が進んでおまして、地域とか集落、すべて集落で賄えるというような状況にある集落ばかりではございませんので、どうしても担い手の力を借りた将来に向けた、集落営農のビジョンづくりというものが必要になってこようと思います。そういった意味では今後ともそういった形で事業の推進をしていきたいと思っております。

また先般の秋田議員さんのご質問の中にもありましたように、国においても集落営農の促進の事業を新たに立ち上げようとしております。みんなが参加できる集落営農推進事業ということで、小規模農家等を対象にした、集落営農の参加の推進をする事業でございます。こういった事業が具体化をされますと、20年の予算に向けて市においても、こういった制度を活用しながら担い手と共存できる集落営農の推進に、取り組んでまいりたいと考えております。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

議長。

福祉保健部関係の権限移譲のことにつきましてのご質問でございます。

先ほど市長がご答弁いたしました、権限移譲の一応予定という形で、今年の2月だったと思いますけども、委員会等に権限移譲事務の予定という形でお配りしたと思います。問題は、先送りという形が考えておりますのは、障害者福祉に関する事務で、またその事業に関する事務。といいますのは、介護保健事業者の監督係でありますけども、指導監督等の関係、また老人デイサービスセンター等の指導監督命令また保育所関係の指導監督等がございます。問題はこの指導監督の基本的な、県の方は、監査不足というような形でございますけども、今月につきましても、保育所関係を、県の方から指導監査を入れていただいております。それに立会しておりますのは、保育所の担当課長たちで指導監督の立場に入っておるわけですが、その考え方として私の方に権限移譲を受けた場合に、指導監督する立場と現場指導する立場、これが一緒のような気がしているわけでありまして、事業指導する人物が指導監督に入っている、またこういった組織的な問題も考慮していくべきではなかろうかというような考えもあります。

県の方もそういった関係で、専門職の配置等も必要というような形も受けておりますけども、実際にこれが20年、年数をいただいて、その職員が担当課長が自分の持ち場の保育所関係等の指導監督へ入っていけるかどうか。法的に可能かどうかということでございます。また人材の育成も今からつくっていくかねばならないという形のもは、どうも20年度には間に合いそうもないので、今回21年度等をお願いをしているような状況であります。

施設福祉関係にしましても、大体6年に一遍程度の監査、また指導監査等につきましても中身によっては3年に1度とか、いろいろございまして、その専門的な技術的なひとつのノウハウを持った職員も必要だというような考え方を持っております。

今年、来年度に向けてのそういった体制、職員の研修等も必要という形で20年度ではなく、21年度に先延ばしをお願いしたいという考えであります。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

インターネットの運用活用の面では、協働のまちづくりだけでなくして、文書のやりとりでは、窓口を設けて何ら支障はないようなことで、ただ顔が見えないからその点は、地域懇談会やそういう形でカバ

一するという答弁でしたが、私はやはりインターネットの文書の公開にしましても、私どもがいただいております、去年の決算状況から17年、16年の比較表を読めば例えば、市民からこうこういう銭かけて、このままの我々がいただいているような形で流された場合は、例えば自治体というのはどうしてもこれまでもですが、起債を起こして過疎債のいい年度か、この庁舎の問題も、特例債の問題にいたしましても、中身が十分市民に行き届かない面があるのではないのかと。広報紙でも総務部長が担当されておりました、広報紙のあきたかたで、記載されております財政状況の数値で見ると欄が企画されましたよね。それでもただ単に安芸高田市が将来財政事情が悪くなって、借金をこれぐらい抱えているというような表現ですと流されておりますが、企業とよく一般市民は比較されます。この間も熊高委員長を先頭にいたしまして、議会による市民の意見を聞く会というのをしましたけども、その中でも借金の問題とかいろいろ企業を例にされて、市民の方が、地域懇談会でもそういうことが出たと思うんですよ。ただ企業の借金と微々たる借金と比較するのは、いかがなものかと。全然違うんですよ。それは市民にそこまで、わかっている方はおられると思いませんけども、一般的には同じような見方をします。

私はいつでも言いますが、当然国の施策の上において、これまでも地域興しのために、起債を持っていなくても貸せる状況もありましたし、県外の補助策として当然自治体にこういう制度をなささいというようなこともありましたし、大きくは国の施策はすべて関与しますが、その中であって、その起債を起こす、それから償還をすところいう表現とか形を、インターネットのどういう方向で流されているかわかりませんが、市民にはストレートに入らない部分も多分にあると思います。

当然市長も中学校の教壇に立たれまして、中学生にお話をされていましたが、自治体の借金というのは、学校を建てたり、道をつくったり、後世の者が利用できるからそういうことを興し、当然むだにはならないと、というような状況を話されておりましたから、単に言えば、私が家を買って借金をして、息子らが銭を払う。というようなこういう借金と企業の借金は全く違うということを、つぶさにわからないと思うのです。それで財政危機、財政危機言うて、そのあおり立てるといったら表現が悪いですが、余りにも先行して、どっちか言えば、借金なんかできないだろうか。というような者が市民の方へ先に行ったのでは、行政そのものがやりにくくなるのではないかという面を私は心配いたしまして、インターネットの活用を十分に、もちろん顔も見えなければいけませんけども、表現事態も改善する余地があるのではないかと。教育の面では、3つに絞って先ほど聞きましたけども、そのパンフレットの中を熟知を私はしておりませんが、先ほど言いましたように、家庭でのインターネットの活用方法を、みんなが家

族で見えるところでやるような方法も、パンフレットの中へ載っているのか、再度お尋ねします。

それから権限移譲の問題は、福祉の関係とかいろいろ人員不足の点があるということなので、できなければこれは、市民のためにならないことはするべきでない、ためになるものをするということは私も承知しておりますが、問題は必要な経費は県がはじいて、これだけの仕事と事業を補うというのを安芸高田市で、妥当なこれだけのことは必要だと検証する場があるのか再度お尋ねします。

交付税の場合は、これは決算の中で十分お話ししたいと思えますけれども、交付税での自分の自治体でどれだけ減額をされたから、どこがどうだった、これは提出する場がある。県の権限移譲でもそういう場があるのかお尋ねいたします。

それから3番目の品目横断の農業問題ですけれども、競合しないように新しい制度を持って集落営農と担い手とその農業を進めていくには、いろいろな方策を進めていく、国もそういう方向に変換、政策を新たに持ちそうだと、いろいろ表現がありましたけれども、そのところで、いいところは安芸高田で取り入れて、農業施策を進めていくということはそのとおりで、いいところを進めるがやっぱり小さい農家は切り捨てられるというのは、今は小さい農家ではないです。先ほど控え室で昼食を食べながら同僚議員と話をしましたが、どっちなかいうと法人の方が危ないような感じです。小さい農家も法人も安芸高田市内も中山間地も条件の悪いところは、国の施策といいながらも、一番先に危くなる心配をしますが、その点再度お伺いします。

○松浦議長

以上、再々質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

インターネットでは具体的な説明ができないのではないかというご心配でございますが、やはりそういう点では、一方的な回答になりますので、心配はあると思います。心配のないように丁寧な回答に心がけていきたいと思えます。

先ほどご指摘のように、起債のたくさんある、いわゆる会社の借金に相当しますが、しかし、先ほどおっしゃったように、このような学校に変わったり、道路に変わったり、皆しているので、むだなことを我々はやったことはないと思えますし、市内を見てもこれはむだな投資だったというような投資はしてないというように思うわけでございまして、そのことを皆さんにもご理解を賜りたいというように思えます。それからいわゆる貸借対照表をつくって、市の財産を評価すべきというようなこともございますが、当然これは必要と思えますが、貸借対照表つくって、資産がこれだけあるといっても、学校がこれだけある、道路がこれだけあるといつて、会社のように資産を譲り売りするわけにはいけないということがありますので、やっぱり行政の資産というのは、今おっしゃったような起債とともに、むだなものはつく

ってないし、売って借銭のカタに代えるようなものはないということで、そこらが行政の特色でございますので、そこらをやはり住民の皆さんもご理解を賜ればと思います。

それから権限移譲による財源の問題でございますが、これは最初の答弁の中にも申し上げましたように、県がそれぞれ事務事業を処理するときには、必要な人件費、住民の総額また件数とか、いろいろなものを勘案して、係数によって事務費をはじいておる。これは公表しておりますので、それで足るか足りないかということは、やってみなければわからないものもあるわけでございますが、それは公表できる数字で費用を算出をしておるということでございます。

それから農業の問題というのは非常に今厳しい問題でございます、特に小規模農家を結局今回の参議院の選挙でも、この問題は問題になったわけで、地方へ陽が当たらないということで、選挙の結果にも出しておるわけでございます。しかし、民主党が言うように、全部所得保障をするといってもこれは1兆円もかけて、今の時代にいかがなものだろうかとは個人的な感じもするわけで、これは社会保障のようなものでありますので、今後の農業をどうするかという問題が、恐らくこの農業の政策転換というのは必ず出てきます。このまま大きな農家だけを対象にしていたのでは、これは政治的には農村からそっぽを向かれるという問題がありますので、我々もその政策転換に期待をしておるというのが実態でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育参事 永井初男君。

○永井教育参事

インターネットにかかわりまして、各家庭で使用する際のルール等について、どのようになっているのかということのお尋ねでございますが、先ほど教育長が答弁しましたように、平成16年の6月にネチケットと安全な使い方、インターネットとの10の約束というのを各戸配布をしております。それを受けまして、各学校におきましては、その10の約束を学校実態に応じて焼き直しをして、それぞれ各家庭で、インターネット等を使用する際の約束事ということで、児童生徒へ指導するとともに保護者の方へ配布をしております。

ある小学校の例をご紹介しますと、インターネットを使うときは、お父さんやお母さんと相談し、ルールをつくり、そのルールを守ります。あるいは、インターネットは必ずお父さんやお母さん、学校の先生の目の届くところで楽しみます。というような形で、議員ご質問の家庭での使い方等についても、今のような形でそれぞれ学校実態に応じて、約束事を決めまして、指導しているという実態でございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上でもって答弁を終わります。

これで岡田正信君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 入本和男君。

○入本議員

議長。

15番、あきの会、入本和男です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず最初に農業政策でございますが、担い手、認定農業者、大型稲作経営者に対する支援は、昨年度まで担い手のある大型、稲作経営者に助成がありましたが、19年度からは法人組織と集落組織が対象となっており、大型稲作経営を営む者は対象となっております。

地域の農業を守るには、大小を問わず、多様な支援と、また、地域の実情に即応した多様な形態の農業者の育成が必要と思いますが、市長のお考えを伺います。

次に、農作業受託料金の見直しについてお伺いします。

経営安定対策を柱とする経営所得安定対策大綱が決定され、担い手農家の本格育成を目指した新たな制度がスタートしましたが、現在、担い手農家が耕作する中山間地域、または条件不利地域における農業は少子高齢化や後継者不足により、依然として解決の糸口さえ見えていない現状です。

このような中で、大型稲作農家を中心とした農作業受託農家は、地域の担い手として現在数多くの農作業を受託されています。農作業に使用する各種農業機械・燃料など全般に近年大きく経費が高騰しているため、受託作業コストが年々大きくなり、経営を圧迫している現状もあります。

こういった背景の中で、農業受託料金を見直す必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。また農業を観光として取り組む考えはお持ちでしょうか。

次に、第3セクター、アグリフーズでございますけど、将来非常に農業者が不安を抱えておられます米の価格保障はできるのか。野菜の供給計画は、品質について生産者、生産用地の確保、供給率の100%になる具体的な計画、また、それに伴う雇用目標の達成計画をお示し願いたいと思います。

次にアグリフーズの運営状況のチェックは、どのような内容になっているか、伺うものであります。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの入本議員のご質問にお答えします。

最初に、地域の実情に即応した多様な形態の農業者の育成についてのお尋ねですが、合併当初から取り組んでまいりました、担い手育成の機械等への支援事業は、3年間の事業として実施し一定の成果を上げております。市の農業振興の方針は、これまでどおり認定農業者とか大規模農家あるいは農業生産法人、また集落法人などの育成は重要



課題と位置づけております。

ご指摘のように、担い手育成の機械等への支援事業は、どちらかといいますと、いわゆる個人補助金に相当するという考えを我々は持っております。したがって、ただいま入本議員ご指摘のように、これは農業の担い手として位置づけるべきかどうかという問題もございますので、それに変わる事業として先ほど少し説明しましたが、集落営農支援事業という事業を今年度から立ち上げておりますが、なかなかこの事業がないというのが実態でございます。

議員ご指摘のように、大規模経営、小規模経営を問わずまた、地域の実情に即した多様な営農形態の推進によって、地域の農業の持続につながるものと考えてはどうかというご指摘ですが、我々もその考えには賛成でございますので、今後新たなそういう施策ができるかどうかということも検討をしていきたいと思っておりますし、今後とも、担い手の育成と小規模農家、兼業農家、高齢者や女性などの役割分担を明確にして、地域全体で農業を支えていくことが大事になってくるものと考えております。

次に、農作業料金の見直しについてのお尋ねでございますが、この農作業標準賃金額は、標準小作料のように、農地法上の定めはございません。4月の農業委員会が自主的に設定をされておるものでございます。

市の農業委員会では、合併後、旧町でそれぞれ定めていたものを平成17年度に統一をいたし、それを毎年見直しが行われておりますが、実質的には据え置きになっております。

農作業標準賃金額は、農作業委託者と受託者が作業料金を決める上において、標準的な目安として示されているものでございます。金額の決定には、労働条件や地域の実情の違い等がございますので、これらに依じて運用していただくよう説明しております。

なお、標準賃金額は、毎年3月に見直しが行われており、次期見直し時に、これらの要因を含めて検討が行われるとのことでございます。

また、農業を観光として取り組んではどうかということでございますが、現在市内各地域におきまして、果樹を中心とした観光摘み取りや、農業を通じた都市との交流などの取り組みが行われております。近年の消費者の食に対する安全・安心志向の高まりや、顔の見える農産物など、消費者と生産者とのつながりが強くなってきております。こうした流れを観光に発展させていくなど農業資源の活用にも努めてまいりたいと考えております。

次に、安芸高田アグリフーズについてのお尋ねでございますが、まず、米の価格につきましては、アグリフーズと広島北部農協と市の3者によって、基本協定書に基づいて市場価格を基本として決定することとされており、これによって実施をしております。

野菜の供給計画につきましては、広島北部農協と連携し、これまで

一定の生産実績のない品目については試験栽培を実施して、土地条件などの選定を行っております。また、広島北部農協内に生産出荷協議会の立ち上げを行いまして、体制の整備も進めており、現在、市内産野菜3品目を納入しております。また、今年、来年でサツマイモほか5品目を計画しております。さらに3年後の平成22年度を目標に、関係機関と連携して取り組んでおるところでございます。

雇用目標につきましては、昨年10月の稼働時当初は39名でスタートしており、今年度当初は61名となっております。

引き続き農業振興とあわせて、雇用の場の確保として稼働状況に応じた雇用の促進にも努めてまいりたいと考えております。

運営状況のチェックにつきましては、基本協定書に基づき、安芸高田市の農業振興と安芸高田アグリフーズの安定した経営を確保するため、出資者3者による運営協議会や運営委員会において適切に行っており、今後とも出資者というのはアグリと市と農協ということですが、3者の連携のもとに、健全な経営に向けて努めてまいりたいと考えております。

市としては、窓口は藤川副市長とそれから清水部長が窓口になって、いろいろな交渉を今まで努めてきておるところでございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

ただいまの質問に対して、再質問をさせていただきます。

私自身が、このたび非常に行政自身、私自身に不信感を持ったのが何かと思ったら、公務員は収入において天気とか景気には全く左右されないということです。それで今回の台風が来ても、東北の方は、掻きいれのときにちょうど大悲劇を受けて、収入はゼロに非常に近い状況になっている。今回は安芸高田市の場合は、そういう果実の面に対しては、被害が少なかったように思いますけど、そういう中を見たときに、我々、もう少し住民の目に立っている人間は、そういう状態の人間を理解してあげて、政策展開をしていかなければいけないのではないか。やはり市長さんがよく言われるように、住民全部といいますとやはり端から、県境から町境、市境すべて入るわけですが、どうしても中央の方へ目が向いて、地域の人が非常にひがみを持ったりという現状が、このたびの活動の中で見えてきました。

新市建設計画の中にも、私もこういう時期にはよく目を通して見ますけど、3つのゾーンに関しても、またこのたびの農業の観光とか生産と交流の中も、全く具体化されたものが見えてきていないという中で、やはり地域の実情に即応した農業の育成とは何かと、やはり本気になって考えないと、生産者イコール市民、行政はその上にいるので、生産者が困っても行政マンは全くその責任逃れで、全く責任をと

る実態はないという現状が今日続いているわけです。その中で、それではどうするかといったときに、農業は簡単そうに思えて、各県の成功例を見ますと、大体成功するまでに20年かかっています。そういう長期の立場になって、物事をする中で、中途半端な支援では小規模農家であれ、担い手であれ、認定農業者であれ、大型であれ、農地というものを守るのに非常に不安定な状況になってくると思います。農業と一口に言いますが、これだけ分析されて、合体するところが多くて、結局自立心のない人が小規模農家で、生きがい対策でやる人もおられますけど、そうでなしに、何とか兼業で続けたいと思うけど、機械代が高くなって要らないと言う方も出て荒廃が進み、それが他の農業へ影響するという状況になってきます。

政策転換というのは、岡山県では、たばこの産地はピオーネの付加価値のあるもので成功しています。ピオーネの語源は何かといたら、イタリア語であるらしいですが、開拓者、パイオニア、そういうものの位置づけで成功しています。

また島根県の木次におきましては、畜産ですけど、これは牛乳、チーズ、バター、ヨーグルト、アイスクリーム。結局、加工して付加価値をつけて、商品にすることによって、地域農業をやっていくという。

高知県の馬路村においても既にご存知のように25年間で、30億円の産業になったという。それでゆずをやるといった場合にはたてりの中に「桃栗3年柿8年ゆずは大馬鹿18年」ゆずは18年、ゆずをやるためには18年かかるという政策の中でも25年間でそういう成果を上げられたということは、以前にも話したとおりです。

また愛媛県においても知的農村塾というものを女性が軸になって、行政は6割の出資、これが3セクみたいなものですから、4割は住民の出資。企業を誘致を今、努力しておられますけど難しい。産地を活かすことによって、それで企業を抑えたのが、産直市だと思いますけど、そういうものを地産地消の中でやっていかれたものが、これが売り上げが7億。会員数が74名でやっておられるという。

また平田観光農園もよく噂になりますけど、ここの内容もやはり20年ぐらいかかって、台風の被害等、挫折の時期があったと。しかしながら経営改善するものと、栽培技術をするものと、営業、経理、農業も一人ではできない時代に来ていると。地域の協力、結局ワイナリー等の協賛もあって成り立っている。平田さんが言われている言葉は、なせば成る、なさねば成らぬ、ならざるなりというふうに、できれば自己責任で努力不足が原因であるというふうに言っておられますけど、現在小規模農家等を言われる場合は、やはり一体化となって、やらなくてはいけないのではないかと。その中で、コンサルが発言がありました地域経営を誰がやるのか、従来は行政が主体になっていたため、債務超過になってしまった。結論は、大学が担うべきとも考えられます。経営技術を抱える機関である大学は、地域のプレーヤーであり、市民、

産業界や行政を包む形の存在になるべきだと。まさにさきに研修した佐賀県の伊万里市の資源潤滑、また農業において取り組んでおられるのは、佐賀大学がパートナーで、しっかりNPOを支えておられました。

また安芸高田市においても広島県立大学を導入されて、行政ではないのですよと。行政は、パートナーであって、困ったとき、方向性を手段を与えることによってこういう形になるよと。行政も私も今まで責任をとって辞められたこともないし、事業が失敗したと言って、責任をとって格下げになった人も私は聞いたこともないのです。ならば、どういう形で成功に導けるかということが、私は大事ではないかというふうに思います。

食をまちづくりの柱にした食域推進を条例化した地域もあります。家庭、地域、学校と連携し、小中学校の授業に農業体験を積極的に取り組み、地域地元産品の食材の消費を高めると。

それから果物ですが、果物を食べようというひとつの一日200グラムにしようという地域もまたあるわけなんです。

この中で、農林水産の新しいビジネス支援、投資ファンドがある食品にかかわる産業は80兆円。そのうち国内生産は、現在12~3兆円。生産者のウエイトは5分の1。生産者だけが、付加価値を取り入れておらず、窮地に立っておるといことがあります。

金融機関では、農業分野のノウハウがない。一番苦勞しているのは、経営支援の実行態勢の確保、農業者と全く経営というものは、銀行は金利を稼いで運営する。農業者は生産しておる。そういうものがないと。そこで愛媛銀行が取り組んでおられるわけですが、その反動金額は出資額が5億円と。それで農業参入における類似点は、長期的な取り組みが必要なことと、だから、今日の明日には儲からないと、できないというのが農業であると。先でなくて本当に取り組む姿勢がそこに伺えたのです。

農業は難しいと、私もつくづく思いますけど、やはり地域を担っておるまた、その地域間における我々はそういう長期計画のもとに、やっていかななくてはいけないなと思いました。

次に燃料、耕作料の問題ですが、今のように農業委員会の決定事項でやられているという形ですけど、現在先ほど市長も答弁がありましたように、高宮から甲田、甲田から吉田まで行っているかどうか私もよくは知りませんが、交通費、燃料代、そういうものが、この金額ですと上限が全く書かれていないです。だから7千5百円といたら、これ以上取るのが非常に難しい。これを1万円とかにしてあげれば、7千5百円から1万円ということになると、お宅の地域は距離が離れているので、千円高くなりますよという形もとれます。だけど、こういう形では非常に請求しにくいので、要因があれば毎年直すと言われますが、そこらが農業者の生産者の気持ちが表れるのではないかと思います。

ます。

だからよそまで行ってやってあげたいけど、現在ガソリン代が上がってますよね。そうしたときに、安くやってあげたいけど、これではやっていけませんよということになると、そこは荒廃地になります。それを幅を設けてあげることによって、そういうこともできるのではないかということをおは伺っておるわけです。

農業の観光も私もまた佐賀県に産業建設常任委員会で行かせてもらったときにありましたが、ちょっと参ったなと思ったのは、ぼくらの夏宿題お助け会というものがあるんですよね。夏休みの、何をするかというと、農業でできる、ここの中で言ったら宿題をやるわけですから、工作をつくったり絵を描いたり、それから昆虫採集したり、それを民泊でやるのが可能ではなかろうかなと。現在甲田でもハンドボールが民泊でやっております。ほたる祭りでは、露天で軒並みにライトをつけて、赤飯やしば餅などを売っておられます。それを1泊にしたらどうなりますか。田舎の体験ができて、収入が入ってそういう政策があるので、そうすると家族も一緒に来てもいいですよ。ある展覧会へ行ったときに、うちらの方で、いいと言ったら夜の星しかないよと言われるんです。夜の星を見ることのできない子どもがいるんですよ。空気がきれいということをお求めてきて、そういう地域と交流することによって、農業者もそういう窓口を開いて、市民確保に努力しなければいけない。そのためには、インターネットを使って、広報を行政の方が担当しましょうと、漬物教室をして、奥さん方が持って帰られたり、今陶芸や竹炭を焼いておるところもあったり、川で鮎を捕ったり、数えればきりが無いほど産物があります。その中で、この例えば基金を、こういう協力者に対して基金が、もし地域に要れば、振興会基金が現在あるものを使っておられるというのが、私が見る限りでは、そういう状況になっているのです。だから振興会基金を自由にしておいたらどうですかと。地域で飲み食いしないといけない地域は飲み食いしなさいと。こういう産業に使いたいと思えば、それをしなさいと。基金を積み立ててこういう事業をしたいのなら、どうぞ積み立てて使いなさいと。地方分権といいながら、現に振興会がまだ牛耳っているのではないかと。公金というのは、地域の発展のために使うのであれば、そういう施策の中に使う、生かされるのが、本当の銭がないではなしに、銭があるものも有効にできるのではないかとお思って、その観光というものを農業と結びつけるのが、商業だけではないなというように思います。

さきに女子のプロゴルフ選手権がありまして、観光課におきましては、バスを出して前向きに取り組みまれておられました。結果としては、取り組む姿勢は前向きであったと思います。しかし、1点ほど残念なことがありました。

安芸高田市のパンフレットが袋に入っておりました。ここに産直市

が載っていないのです。農業、それで以前から産直市を載せるためには、こういう協力が得られなかったと、協力を得られるためにはどうするかといったら、簡単なこととは言いませんけども、ここにスポンサーを入れたらどうでしょうかと。以前からここに載せる市外のスポンサーを載せることによって、このチラシが50万かかったとすれば、50万分ほど、ここにチケットの農産物の産直市の割引券をつけてあげれば活きるのです。

だから一步踏み込んだ知恵を出せば、そのチラシが無料でできて、なおかつ産直市に協力できるサービス券がつけられたのではないかといいふうに思っております。だから観光というのは、農業を主体にした場合に、どういうことができるか、また外部の団体から支援してもらえばここに広告料が、このたびの賞金が1千8百万円で、1億分の商品の大会でしたから、かなりの賑わいがあったということをご承知のとおりで、そしたらそれだけの人間が来られるということになれば、スポンサーも探せば、あったのではなかろうかと。それを産直に活かして、農業者に還元することができたのではなかろうかと思えます。

その次にアグリの方でございますけど、全く私とすれば質問に対する内容が答えになっていないのですが、米の価格は保障できるかという中で、3者が話し合っただけという、生産者は同僚議員からもあるように、米の価格が非常に不安定だと、つくっても本当にいいのか。行政に我々議会がアグリフーズを第3セクターで賛成したのは、農業の活性化を大前提の中でやったわけでございます。その中で現在価格保障を5年間はしましようという施策をしてあげないと、どうでしょうか。農業に力が入るでしょうか。辞めたいよと。そうしたら本来の目的が達成できるでしょうか。品目についても具体的な計画は100%になる計画はと聞いておるわけなのです。現に6月定例の同僚議員の質問の中にも、野菜については100%というのはブロッコリーだけです。先に申したように、商品で自宅で食べる分にはいいですけど、納品するといえ、やはり月日がわかり生産者の教育、研修、産地の土地の適合したところ、確保が何ヘクタール要り、売り上げがいくらあり、生産者はこれを得られるように、本市がアグリとJAとのパイプ役をしてやらないと、誰がするのですか。弱者である生産者ができますか。そういうものの具体的な、先ほど市長さんは、実が先か条例が先かと言われましたけども、実が先にしようと思ったら、基本的な数値のシミュレーションがないと、私はできないと思えます。すべてそういう考えではないかなというふうに思えます。だからここでは生産者が何名必要で、生産用地は何ヘクタール必要で、果たして何年後、5年後には法人になっていると、アグリさんの方の経営は言っておられましたけども、供給率が100%になり、雇用の100名といわれていた目標も達成でき、アグリの方の経営状態もよくなり、前向きな農業政策に転換できると、特にアグリフーズの場合は、社長名は同名であり

ますために、これは連結決算も当然必要になってくるという状況になってきます。一つこけて一つが残るということは、ほとんど不可能。我々も大きな債務責任の議決をしたわけでございます。議決した以上はチェックをしなくてははいけません。言いたくないことを言うのが我々の役目かも知れませんが、我々も市民の声を伺う中には、どうしても避けて通れないものがあるわけでございます。これが、100%出資のアグリさんであれば、民間ですから、生きようが死のうが非情になれば関係ないかも知れませんが、市の財政に組み込む第3セクター、危機感を持ちながら取り組み、農業発展という中で、先ほどの答弁では非常に取りとめのない答弁であり、不安感を抱くものでございます。

よって、具体的な措置をお持ちならば、本来は一般質問で終わる問題ではないかも知れませんが、これほど問題になっている、また課題の大きいものについては、どうしてもこの場で取り上げ、具体化して市民にわかりやすい情報開示をやっていくのが、私の使命と思ひまして、常任委員会でせず、あえて一般質問でさせていただきました。答弁をよろしく申し上げます。

○松浦議長

ただいまの入本議員の再質問についての答弁は、休憩後行いますので、この際14時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

休憩前の入本和男君の再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの入本議員さんのご質問にお答えをいたします。

農業の振興を基本的にどのようにするのかということが、お尋ねの基本的な課題であろうと思うわけでございます。

市もいろいろ農家の支援については、政策を行ってきておるわけですが、議員ご指摘のようにこれという大きな成果が目に見えないというのが、実態であるわけです。

今農業そのものが非常に厳しい状況にある中で、我々も同じ悩みを持っておるわけです。生産者と行政が、今後とも一体になって農業振興に努力するという姿勢については、今でも変わらず、今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

今農家そのものが非常に階層分化が起こってきております。こういうことで、いわゆる自分の農地だけをなんとか維持するという、小規模な農家と、また大規模な請負をしていくという農家と、やはり2とおりの農家があると思ひます。長い間私も農業を見てくるのに、その農業の成功をするほど難しいものはない、農業で成功する人は必ず商売をやっても成功をします。やはり本当に能力が高くないと農業では

なかなか難しいというのが実態で、ある程度の優秀な能力を備えておかないと、今の農業ではなかなか成功しないという中で実際に我々が見てきて、結構条件が不利なところでも、農業だけで自立しておる農家もあるわけでございます。そこらを見ますと、本当に能力が高いと言っても、自分でやっぱり能力を磨いておるといことであろうと思うわけでありまして、高知県の馬路村もゆずの問題も成長をされましたが、私も馬路村へ3遍ほど視察へ行きましたが、本当に優秀ですばらしい指導者が引っ張っていらっしゃる。この農協の営農指導員から今は村長さんか組合長になっておられると思いますが、その人が仕組んだこのゆずの産地であります。したがって、馬路村は千人きったような村ですが、やっぱり合併せずにこのゆずで産業興しをやっておる、そういう機会が増えるわけですが、並みの指導者ではここまではできないと思うわけで、本当に指導者というものはすばらしい指導者で、後継者も恐らくつくってくれるのではないだろうかと思いますが、そういうものをどこから探してくるかという問題もありますし、発掘をする必要もあります。

特に農業の観光化ということで、お話がありました。つい1カ月前にも、平田観光農園の社長と話をすることがありましたので、あの社長が話をされるのには、北海道では修学旅行が農家民宿で全員成果を生んでおると、広島県でもこの県北で農家民宿をしながら、修学旅行を受け入れる方法もあると、それは平田観光農園だけではできないので、やっぱり庄原、三次、安芸高田とこの3市ぐらいが計画を立ててやってみないかというような話がありました。

実績を持っておられる社長でありますので、それはひとつ我々も協力するので、計画を立ててみてくださいというようなお話もしているわけでございますし、県の教育委員もされているので、教育という立場からもそういうのをやりたいというお話でございましたので、私はこれはいい話であろうと、今後ともうまくいけば成果が上がるのではないだろうかと思いますが、先般ありました日本女子ゴルフでは、リージャスの支配人が話をされるのには、今までにない地域の協力が大変助かったと、本当に予想してなかったような地域と一体になった大会になったと。もちろんボランティアの皆さんも随分たくさんご協力をいただきましたし、それから地域のいろいろな皆さんが出店をしてもらって、大変賑わったということで、ギャラリーも2万人をわずかに超えたということでございます。

地域からのギャラリープラザや売店、特産品の売店については、商工観光課が世話をしましたので、特産品の売り場の方は20店舗出たようございまして、これは市内から出て、200万円の売り上げがあったと。それからギャラリープラザこれは食べ物、飲み物が中心ですが、これは5店舗出て、売り上げが1,310万円あったと、こういうことのでかなりの経済効果もあったと考えております。



それからやっぱり大学の知恵を借りなければいけないというお話でございませう。これは県立大学と協定を結んで今、いろいろな方面で大学の知恵を借りるような計画をしております。

それともう1つは農業への企業参入ということも今後考えていかなければならないのではないかと思います。今ひとつ農業外企業が吉田で農業をやっておりますが、そういうようなのが県にこの世話をする担当課がありますので、そこらとも十分連携をとりながら、そういう方面の新しい農業というのを取り組んでいきたいと考えております。

そういうことで、今やはり広報を使いながら農業の振興を我々も図ってまいりたいので、一層のご意見を賜りたいと思います。

それからアグリフーズの実績でございませうが、去年10月にオープンをしまして、まだ1年がたっておりませんが、私は目的の成果は達成できつつあると考えております。

具体的にはまた状況は藤川副市長、また清水担当部長の方から報告を伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長

入本議員さんには農業全般にわたりまして、いろいろとご指導をいただいたところですが、私は第3セクター、アグリについて答弁をしております。

まず1問、米の価格保障の件でございませうが、ご案内のとおり米の流通機構におきまして、アグリフーズは運営協議会を設置し、これにJA・広島駅弁が運営協議会に参加し、その下へ運営委員会いうものを設置しております。つまり市とアグリとJA広島北部農協からそれぞれ出ております。その中でいろいろな調整なりをするようになっておるわけですが、この流通過程におきまして、現時点では株主の広島北部農協と支援を行っておるわけで、そこで、このJAグループは全農といいまして、パールライスが広島の方へございませうが、すべて流通過程でその方を通して、アグリフーズの方ではJA北部農協が一たん、その全農から買い戻して、市場価格の米価を基本に、この3社が協議をして決定するようにしているわけです。

この農産物、加工施設は昨年10月1日から本市におきまして、大きな期待を持ってスタートしたわけです。事業の主旨でございませう、認定農業等、地域農業の担い手の育成、つまり生産者の所得の向上を目指してこの委員会でJAを間に生産者との連携強化をしておるところでございませう。

そこでこの米の市場価格ですが、これを独自に市が最低保障価格をしますと、いう段階では今のところは思っておりませう。ただこの事業の主旨でいいますと、契約栽培して、今の生産者にこのアグリフーズの利益を出しながら、担い手加算という宿題があるわけです。これ

は、5年間の間までに仕上げる必要があるわけですが、今スタートした時点ではその元気はございません、はっきり申し上げて。それをいろいろな協議の中で、知恵を出しながらそういう方向性に持っていくように、今、事務段階では協議するように指示をしておるところです。そしてこの米の種目についても、消費者ニーズの方からいろいろな注文がきております。今時点では、あきろまんが非常な注文で多大な供給をしておりますので、これを賄うためには生産拡大がぜひとも必要になってまいります。

今1, 300トン安芸高田市内では、あきろまんを生産しておりますが、すべてこれがアグリフーズにはまいません。生協等今までの得意先の方へ取引をされまして、できる限りアグリフーズの方へお願いをしておりますが、100%にはなっておりません。そこで生産拡大、生産計画を立ててJAと協議をしながら、あきろまんを作付拡大にもっていきたいと思っておるところです。その中で、安芸高田米として1年間ブランド化した流通過程を築いていくように思っております。

次の野菜の供給計画でございます。品名とか生産者、用地の確保、供給率が100%になるような具体的な計画ということでございますが、現時点では100%ではございません。先ほど言われましたように、これも生産拡大にいくまでは何年か必要になってまいります。生産者出荷協議会が実はこの6月1日に立ち上げて、昨年からのいろいろジャガイモ等を作付していただいておりますが、特に3法人にこれを依頼してジャガイモ、出島とかメークインとか、タマネギとか、そういったものをその3法人に必ず、面積を協議しながら生産をしてそれを惣菜として出荷していくように、今作付を、さらに秋ジャガもそのようにしております。

その他いろいろな品種も次第に作付をしていただいて、付加価値をつけながら、特にこの消費拡大については、広島駅弁がほとんどその消費のノウハウは持っておられますので、その方に力を入れていただいております。例えば肉じゃがとかマッシュポテトとか、そういったもの一品一品を慎重に仕上げて、これをブランド化していくのが、私どものお願いであって、それもアグリフーズの方も受けていただいております。それがいろいろなスーパーや百貨店や安芸高田産の付加価値を付けたものが、消費されていくという計画でございます。

特にこの施設はハセップでございまして、今どんどんと商品の方を拡大しておりますが、特に申し上げますと、広島大学病院、マツダ、広銀、合同庁舎、広大の専門学校、千代田病院、原爆特老等に精米とか炊飯を出荷をさせていただいておるわけです。毎日150袋くらいは精米炊飯です。特に利益率の高いのは炊飯です。その分も随分力を入れて経営が効率化になるように、この協議会では気合を入れているところが実状です。

いずれにしても、計画では1期2期は収支が黒字になりませんが、3期目では、黒字転換になるように、計画なり実施もそのようにいろいろ協議しながら、健全経営を目指して今進めておるところです。

それと雇用目標ですが、現時点で聞いてみますと今6人またパートを募集をしており、稼動がどんどん進めば拡大にもつながると思っております。

アグリフーズの運営状況のチェックについてですが、この米価にしてもJAを通しますが、相反することがあるのは承知していただきたいと思えます。アグリフーズは安く仕上げたい、JAさんは生産者を考えますと、高く売りたいという、相反する中での私どもの調整になるので、いろいろなやり方を今協議しております。例えばすし米は、古米とか古々米がどうしても必要になってきますし、これをできるだけ価格を低く使用するようにするとか、18年度産のあきろまんを主に、こしひかりとブレンドして炊飯にして出すとか、ブランド化というのは、あきろまん、こしひかりを一本化したものをブランド化して安芸高田米として出荷するわけですが、いろいろな角度でそういったものを調整しながら、健全経営につながるように協議していくとでございます。

惣菜部門もいろいろなものがございしますが、この4月1日からは計画どおりに、いろいろな広島市内の方の出荷先の方へ順調に進んでおるのが現状でございます。

運営委員会でそういう経営をチェックしながら進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと観光が出ておりましたが、このアグリフーズのこの施設も、一応立派な施設でございますので、今後は安芸高田の観光のパンフレットの中にも、この施設の見学ルートも入れて、一体となったものを取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

15番 入本和男君、発言を許します。

○入本議員

議長。

一般質問でございますので、これ以上細かく言うことはいかなものかと思ひまして、後ほど決算委員会等もございしますので、そのあたりで伺いたいと思ひます。

アグリフーズにおきましては、藤川副市長が生産者等アグリフーズが両立するよう責任を持って管理するというを伺いましたので、その言葉を信じてアグリにおいては、藤川副市長に一任したいというふうに思ひます。

さて、農業問題、るる同僚議員からも出ました。しかしながら、農業問題は長期的な計画が必要になってきます。その中でやはり具体的

に数値を落とし込み、将来の安芸高田市の農業施策、農産業をどのように位置づけるかということが非常に安芸高田市にとっては、大きな課題の一つだと思っております。

農業が商業になり、商業が企業になるというのが、現在の安芸高田市の農業ではなかろうかと思えます。

そこで市長に伺うわけですが、いろいろなこういう諸問題が出た中で、やはり避けて通れない来年の市長選挙があるわけですが、本来我々がこの場を通じて次期政権を問われるのなら、やはり今回の決算並びに一般質問を通じて、決意のほどを伺いたいのが我々議員であり、また市民ではなかろうかと思っております。そうする中で地域の活性化並びに我々チェックをする者として、より一層の努力が必要であり、二代表制のもとに、安芸高田市発展に尽力したいと思っておりますので、ご決意のほどを伺いたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○松浦議長

以上、再々質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

いろいろ農業の問題については、貴重なご意見を伺いまして、今後また来年度の予算組みも間もなく始まるわけでございますが、市を挙げて遂行に努力をしてまいりたいと思っております。

来年の4月の問題ですが、これは質問の予告になかったものでございますので、私も答弁には大変、答弁しろと言われても少し困るところもあるわけでございますが、結論的には6月に申し上げましたように、まだ来年4月までは、何か月もありますので、私としては、現在の職務を全うしていきたいということでございます。

ただ最近になっていろいろ長い間、町長の時代また市になりまして、いろいろな意見を賜り、またご支援を賜っておるたくさんの皆さんからいろいろご意見を伺っておる、最近になってご意見を伺うようになっておりますので、私も大変苦慮しておるというのが実態でございます。これはいろいろご恩になった、たくさんの皆さんに背中を見せて逃げるといふわけにもいかないという心境もありますし、大変複雑な今気持ちでおりますが、答弁そのものは6月に申し上げましたとおりの答弁でございますので、お許しを賜りたいと思っております。

○松浦議長

以上で入本和男君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

議事の都合により、明日20日から10月11日までを休会といたし、次回は、10月12日午前10時に再開いたします。

ご苦労さんでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員